

2026年1月

## ハラスメント防止トレーニング資料

### 1. はじめに：なぜ武道でハラスメントが起きやすいのか

武道の世界では「先生と生徒」「先輩と後輩」という関係が存在します。心身統一合氣道会ではこれは「上下関係ではない」ことを明示していますが、現在でも誤認されるケースがあり、指導者が自身の優越的な立場を背景に相手の尊厳を傷つける「ハラスメント」が発生しています。「先生と生徒」「先輩と後輩」である前に「人間と人間」であり、「人としての敬意を以てお互いが接する」ことが私たちの活動の基本です。

### 2. 具体的なハラスメントの定義

心身統一合氣道会では、社会一般に定義されるハラスメント行為（パワハラ・セクハラ等）に加えて、下記のような行為をハラスメント行為と認定いたします。

- **肉体的な苦痛の強制**

技の指導を超えた過剰な痛めつけ、体調不良や怪我を訴えている者に対する精神論での無理な稽古の強要、等。

- **精神的な攻撃と尊厳の否定**

大声での叱責、人格を否定する発言、見せしめ、無視や孤立させる行為、等。

- **不適切な身体接触とプライバシーの侵害**

指導を口実とした必要性のない接触、執拗なコンタクト、家族関係や交際関係の干渉、稽古時間外の連絡の強制、等。

- **指導・審査・運営の「不透明性」**

「なぜこの稽古が必要か」「なぜ再審査なのか」といった合理的な説明の欠如、等。

### 3. ハラスメントを防ぐための「三つの心得」

#### ① 相手の立場に立つ

臍下の一点に心が静まった状態であれば、相手の立場に立って物事を判断する心のゆとりが生まれます。指導者の心が上ずった状態（イライラ、焦り、支配欲）で指導を行うことが最も危険です。

#### ② 「指導」と「支配」を混同しない

指導の目的は、相手が「氣が出る」ように導くことです。自分の力を誇示することや、相手を意のままに操ることは指導ではありません。相手が委縮して思考停止に陥っているならば、それは「指導の失敗」と認識すべきです。氣を止める（滞らせる）指導

をしたり、稽古環境を放置したりすることは、心身統一合氣道の理念に反します。

### ③ 現代における「礼節」の再定義

「礼に始まり礼に終わる」の礼とは相手の尊厳を認めることです。時代の変化と共に、ハラスメントの基準も変化します。「自分の時代はこうだった」という過去の基準を捨て、相手がどう受け止めるかという客観的な視点を常に持つことが求められます。「礼を失している」と相手を咎めるのではなく、「礼とは何か」について相手と共通認識を持つことです。

## 4. 相談窓口と対応について

心身統一合氣道会では、尊厳を傷つけられたり、不適切な対応をされたりしたことで苦痛を感じた人が声を上げられるように「コンプライアンス相談窓口」を設けています。会員だけではなく、指導者や責任者も利用できます。

- 相談者の秘密は厳守され、相談したことによる不利益な扱いは一切行いません。
- 速やかに事実関係を調査し、問題が確認された場合は、厳正な対処（指導、資格停止等）を行います。

### 【ハラスメント防止の Q&A】

**Q1. 生徒の気が抜けているとき、大声で怒鳴って喝を入れるのはハラスメントですか？**

**A1.** 危険を回避するための瞬間的な大声（警告）は必要ですが、恐怖心を与えて従わせるための大声や、人格を否定するような怒鳴り声はパワーハラスメントに該当します。生徒の心が上ずってパニックにならないよう、冷静な声掛けで注意を促すのが真の指導です。

**Q2. 心を鍛えるためには相手を追い込む指導も必要ではないでしょうか？**

**A2.** 現代において、合理的な根拠のない過度な肉体的苦痛（限界を超えた反復練習の強要など）は虐待とみなされます。心の鍛錬は、信頼関係に基づいた適切な負荷の中で行われるべきであり、「苦痛＝成長」という考え方を改める必要があります。

**Q3. 指導中に体の一部（腰や背中など）に触れて姿勢を直すのは問題ありますか？**

**A3.** 指導上の必要性があれば可能ですが、必ず「背中に触れて直しますよ」といった事前の言葉掛けを行ってください。また、相手が不快感を示したり、性的な意図を感じさせたりするような触れ方は、セクシュアルハラスメントと判断される可能性があります。

**Q4. 稽古を休みがちな生徒に、理由を問い合わせたり、電話をかけたりしても良いですか？**

**A4.** 私生活への過度な干渉はプライバシーの侵害にあたります。事情を聞く際は「何か手助けできることはあるか」という配慮の姿勢でを行い、相手が話したくない場合はそれ以上追及しないのが適切です。

**Q5. 技をかける際に相手をわざと強く投げたり、痛みを感じさせたりするはどうですか？**

**A5.** 指導者や会員が実力差を利用して相手を屈服させる行為は、指導ではなく「暴力」です。相手の習熟度に合わせた力加減を行い、怪我をさせない安全配慮義務を果たすことが指導者の最低限の責務です。

**Q6. 段位・級位が下位の者が、上位の人の意見に対して異議を唱えるのは無礼ですか？**

**A6.** 礼節を重んじることは大切ですが、服従とは異なります。特に、安全面やハラスメントに関する指摘であれば、立場に関係なく耳を傾けるべきです。風通しの悪い組織は、ハラスメントが隠蔽される温床となります。

**Q7. 期待している生徒だからこそ、他の人より厳しく指導しているのですが。**

**A7.** 「期待の裏返し」であっても、過度な負担や選別的な厳しい態度はハラスメントになります。指導の意図が相手に正しく伝わっているか、相手を疲弊させていないか、常に自身の「心の在り方」を省みることが重要です。

**Q8. 道場内での「いじり」や「冷やかし」は、親睦の範囲として認めて良いですか？**

**A8.** 本人が笑っていても、内面では深く傷ついている場合があります。特定の人を標的にしたからかいは、集団内の孤立を招く「心の暴力」です。指導者はこれを看過せず、お互いに敬意を払うよう指導する責任があります。

**Q9. 長年の信頼関係がある生徒であれば、個人的な問題で助言を与えて良いですか？**

**A9.** 長年の生徒であっても（家族の問題や経済の問題、等）プライバシーに立ち入るべきではありません。生徒から指導者への相談の場合は、社会常識を逸脱しない範囲での対応がありますが、相手が不快感を示せばハラスメントです。

**Q10. ハラスメントになるのが怖くて、指導者を続けられるか不安です。**

**A10.** 故意ではない行為で相手が不快に感じたからといって、即座にハラスメントになるわけではありません。ハラスメントの訴えがあった場合、コンプライアンス相談窓口が関係者に公平・公正に事実確認し、ハラスメントと認定した場合は、まずは改善の指導を行います。改善が見られない場合、故意が認められる場合、（不法行為など）重大な場合は、処分の対象になる可能性がありますが、過度な懸念を持つ必要はありません。

もしハラスメントを目撃したり、自分が受けたりした場合は 決して一人で抱え込みず、当会が設置しているコンプライアンス相談窓口に相談してください。責任者や指導者は、日頃から所属する会員にコンプライアンス相談窓口の存在を周知徹底してください。